

特定施設ってなに？：高齢者住宅の種類とその特徴も・・・

特定施設生活介護という言葉を見たり聞いたりされたことがあると思います。今回はこの特定施設生活介護（特定施設）についてご説明し、併せて高齢者施設の種類と特徴についてもお伝えしようと思います。

◆ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護（特定施設）とは、どのような施設でしょうか。

特定施設とは、ケアマネージャーが作成したケアプランに基づき、食事介助や入浴介助、排泄介助などのほか、生活全般にかかる身体的介護サービスと、機能回復のためのリハビリテーションを受けられる厚生労働省令が定めた施設のことです。特定施設の対象となる施設は**有料老人ホーム**・

経費老人ホーム（ケアハウス）・**養護老人ホーム**の3種類となります。「サービス付き高齢者向け住宅」の特定施設は「有料老人ホーム」の基準に該当し、特定施設と同等のサービスを行う施設は特定施設となることができます。

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームを「**介護付き有料老人ホーム**」と言います。

特定施設に指定されてない、特別養護老人ホーム（特養）は**介護老人福祉施設**、グループホームは**認知症対応型共同生活介護**、老健は**介護老人保健施設**として別途指定を受けており、特定施設と同様な介護や生活支援サービスを受けることができます。

一般的には高齢者になってからご自宅以外で生活する場所は**公的な施設**と**私的な施設**に分け、説明することが多いです。下の図は私的な高齢者住宅の中での特定施設の位置づけを図したもので

私的な高齢者住宅のサービス関係図



厚生労働省：社会保障審議会介護給付費分科会（第221回）資料より一部抜粋
施設数等の数値は令和4年6月30日時点（厚生労働省調べ）

特定施設になるためには人員配置や設備、運営基準などの条件を満たす必要があります。その基準を簡単にご説明しましょう。

人員配置：ご入居者3人に対して介護職員、看護職員が1人以上いることが求められています。

他にもケアマネージャーや看護師、機能訓練指導員の配置にもいろいろ基準があります。

設備の基準：介護付き有料老人ホームは居室面積が13m²以上となっており、原則個室でなければいけません。それぞれの施設種類で基準が違います。

その他にも運営の基準等がいろいろ設けられています。介護付有料老人ホームに関しては過去に何回かご説明しておりますが、また稿を改めてご説明させていたこうと思います。

◆高齢者住宅の種類

高齢者住宅は公的な施設と私的な施設に分かれます。公的な施設は国・地方自治体や公的な団体（社会福祉法人・医療法人）が運営しています。介護度の高い方や低所得者を支援することに重きを置いている点が特徴です。

公的な施設のメリットは民間施設よりも安い費用で利用できる点が挙げられますが、入居待ちが長い点がデメリットです。また、民間施設と比べてレクリエーションなどのイベントが比較的少ないです。

私的な施設は、その名の通り私的な民間企業が運営している施設です。企業間の競争もあり特徴を出そうとしていて、公的な施設よりもサービスが充実している点がメリットと言えるでしょう。

特徴を出すために医療体制、リハビリテーションやレクリエーション、イベント等が多種多様に提供されています。こうしたサービスが充実しているので、QOLの高い生活を送ることができます。公的な施設よりも費用が高くなってしまう点がデメリットと言えます。

* * 高齢者住宅の種類 * *

※ は特定施設入居者生活介護（特定施設）

* 公的な施設 *

- * 特別養護老人ホーム（特養）
- * 老人保健施設（老健）
- * グループホーム
- * ケアハウス・軽費老人ホーム（※）
- * 介護医療院

* 私的な施設 *

- * 介護付有料老人ホーム（※）
- * 住宅型有料老人ホーム
- * サービス付き高齢者向け住宅（一部※）
- * 高齢者向けサービス付き分譲マンション
- * 健康型有料老人ホーム

◆公的な施設

注：入居条件 ○受け入れ可能 △状況によって受け入れ可能 ×受け入れ不可 を示しています。

特別養護老人ホーム

原則、要介護3以上から入居可能な施設。特別な医療対応などが必要にならなければ、終身で利用することが可能ですが。月額費用はいろいろな助成を受け軽減されます。特に特別養護老人ホームは費用が安く、終の住処となることから待機期間は数年という施設が多くあります。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
×	×	○	△
初期費用			平均月額費用
0			5～15万

老人保健施設

病院から退院したあと自宅で生活することが難しい方が、在宅復帰を目指すために入居する「自宅と病院の中間施設」とされています。「老健」の略称で呼ばれています。入居期間は原則として3～6ヶ月という期限があります。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
×	×	○	○
初期費用			平均月額費用
0			8万～14万

グループホーム

65歳以上、要支援2以上の認知症を持つ方が、専門的なケアを受けながら家庭的な雰囲気で共同生活ができる施設。その施設のある自治体の方しか入居できない。（地域密着型施設）

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
×	△	○	○
初期費用			平均月額費用
0～数十万			15～20万

ケアハウス・軽費老人ホーム（A型・B型）

生活中不安があり身寄りのない60歳以上の高齢者が、自治体の助成により低価格で入居できる施設です。ケアハウスは一般型と介護型。軽費老人ホームは食事を提供する「A型」食事を提供しない「B型」があります。入居条件は施設により異なりますので施設にお問い合わせください。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
○	○	△	△
初期費用			平均月額費用
0～数十万			10～30万

介護医療院

「介護療養型医療施設（介護療養病床）」の主な転換先として、新しくできた要介護者向けの介護施設です。日常生活の身体介助や生活支援はもちろん、「医学管理」「看取りやターミナルケア」といった、医療的ケアができる施設という点が特徴です。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
×	×	○	○
初期費用			平均月額費用
0			10万～20万

◆ 私的（営利法人）な施設

注：費用はあくまで平均的な費用を表しています。入居条件も含めて詳しくはお問合せください。

介護付有料老人ホーム

24時間介護スタッフが常駐。介護度別の定額を払うことで、日常生活に関わる介護サービスを受けながら生活できる。施設により受け入れる条件は異なり、入居時自立を条件としているところから要介護1以上でないと入居できないところまであります。ほとんどの施設は看取りまで対応できます。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
△	△	○	○
初期費用			平均月額費用
0～数千万			15～100万

住宅型有料老人ホーム

介護付老人ホームと同様に入居時が自立を条件の施設から介護認定が必要な施設まであります。必要な分だけの介護サービスを受けることができ、比較的介護度が軽くても生活しやすい有料老人ホームです。介護付有料老人ホームと同等のサービスを提供が出来て看取り対応の可能な施設も増えています。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
△	○	○	○
初期費用			平均月額費用
0～数千万			15～100万

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー仕様の賃貸住宅で、スタッフが配置されていて安否確認と生活相談サービスはついています。24時間体制なのは施設によって違います。一部に「特定施設」の認定がある施設もあります、食事、掃除、健康の維持管理、また介護などのサービスは別途契約をして利用します。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
○	○	○	△
初期費用			平均月額費用
0～数十万			10～30万

高齢者向けサービス付分譲マンション

高齢者に配慮された分譲マンションです。バリアフリー設計で、レストラン、大浴場、フィットネスルームなど、設備が充実しているところもあります。また、レクリエーション、コンシェルジュサービス、緊急時の対応といったサービスを提供しているところが多くなっています。分譲タイプのマンションのため、購入後は売却や譲渡、賃貸に出すこともできます。

入居条件

自立	要支援	要介護	認知症
○	○	△	△
初期費用			平均月額費用
数百万～数千万			10～30万

私的施設に健康型有料老人ホームがあります。介護施設ではなく、あくまで健康な高齢者のための施設という位置付けです。

食事や生活支援などのサービスは提供されますが、基本的には自立した方を対象としているので、もし入居後に介護が必要になつたら退去しなければなりません。健康型有料老人ホームは施設の数が極端に少ないので、今回はご説明を省かせていただきました。



一言メモ



特定施設のなかに養護老人ホームがあります。養護老人ホームは、経済的に困窮している高齢者を養護し、社会復帰の支援を行う施設です。よって長期な利用はできません。養護老人ホームの起源は、1929年に制定された

天涯孤独な高齢者の保護を目的とした救護法により、老衰・疾病・貧困などの理由で生活が苦しい者を保護する為設置された「養老院」が起源です。その後「保護施設」「養老施設」と名前を変え、現在に至っています。

冒頭にもご説明したとおり、高齢者住宅の種類を介護保険が指定する特定施設生活介護（特定施設）や介護老人保健施設等を持っているかどうかでも分けることができます。介護保険で指定を受けると包括的な介護と云い、毎月利用者の介護度によって定められた費用を負担することにより、必要なすべての生活・介護サービスを受けることができます。

公的な施設のほとんどはその指定を受けています。私的な施設内、介護付有料老人ホーム

◆まとめ

今回は「特定施設ってなに？：高齢者住宅の種類とその特徴も…」と題してお話をさせていただきました。高齢者住宅の種類に関しては数年前にお問い合わせが多かった「高齢者住宅の種類」を一部変更して再掲しております。

施設探しは施設の種類ではなく、その施設がどのような状態の方を受入れる想定をしているかを知る必要があります。介護付有料老人ホームで入居時自立を条件にしている施設もあります。サ高住で入居時に介護保険認定を持っていなければ入居できないところもあります。

お探しの方に合った施設を探すにはどの様にすれば良いでしょうか？

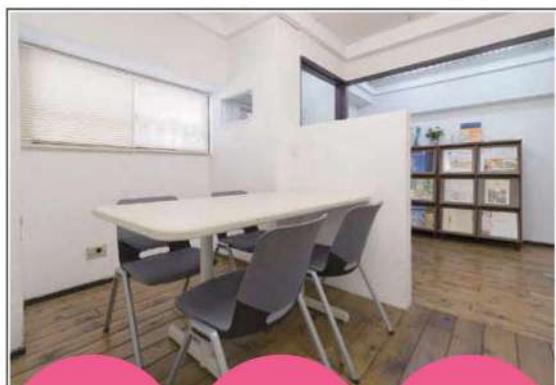
数多くの施設の中から施設資料を取り寄せる前の絞り込みの方法で、お部屋の広さを目安にすることができます。居室の面積が広いところは総じて自立度の高い方向きの施設が多いです。

と一部のサービス付き高齢者向け住宅が指定されています。私的な施設では定められている基準以上のサービスを設定している施設も多くあります。介護保険で特定施設の認定を受けていない高齢者施設は介護保険の利用方法は在宅と同じ扱いになります。



サ高住で居室面積が25m²以下のところは介護が必要な方を想定している施設が多いと思います。この目安は絶対ではありませんが、大きく絞り込むときにはよい目安です。

施設は種類だけで決めるのではなく、それぞれの施設の得手不得手を踏まえた施設探しが必要です。私どものような紹介センターへご相談いただくと、情報も多く得られ、話をしているうちにご希望条件が整理され、施設の絞り込みがしやすくなることが多いです。



プロの観点で
ご提案します

親身になって
万全サポート

相談費用は
いただきません

もしも迷ったときは・・・ ホームあしすと入居相談室へ

高齢者住宅のちょっとした疑問やご質問などがありましたら、「ホームあしすと入居相談室」へご相談ください。ショートスティのお手伝いも致します。

お陰さまで武蔵野市吉祥寺で開業19年目を迎えました。施設を知り尽くしたプロの視点から、お一人おひとりに合った施設を探し、親身になってご提案いたします。施設の見学、ご契約、アフターフォローまで、万全の体制でご相談にお答えします。まずはお気軽にご連絡をください。お待ちしております。

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度 届出番号：20-0122

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目28-6-107 迦葉武蔵野第3（吉祥寺駅北口徒歩5分）

ホームあしすと
入居相談室

0120-428-165

受付10:00～19:00（日曜・祝日は休み※）

<http://senior-support.co.jp/>

ホームあしすと